

## 役員等費用弁償規程

社会福祉法人 山鳩会

**社会福祉法人山鳩会  
役員等費用弁償規程**

**(目 的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人山鳩会の法人業務に伴う役員及び評議員等に対する費用弁償について定める。

**(業務の種類)**

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立会
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

**(費用弁償)**

第3条 前条の(1)から(5)の業務の場合は、費用弁償として別に定める額を支給できるものとする。

**(適用除外)**

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(5)の業務の場合はこの規程は適用しない。

**(委 任)**

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	費用弁償費
理事会及び評議員会への出席	2,000円
役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務	2,000円
監事による定期又は臨時監査	10,000円
行政機関による監査の立会	2,000円
その他理事長が必要と認めた業務	2,000円